

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、効率性の優れた透明性の高い経営を実現させ、企業価値を継続的に向上させていくためには、健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立が極めて重要であると強く認識しております。

また、経営体制及び内部統制システムの整備・構築とともに、企業としての倫理観形成も、当社の持続的な発展において重要な課題と位置づけております。当社は、「優れた倫理と優れたビジネスは同義である」という企業哲学を基本として、平成12年11月に「ネットイヤーグループ倫理規程」を制定しております。企業活動の複雑化や日々変化する経営環境への対応に迅速な意思決定が必要とされる中、この規程は、役員及び従業員ひとりひとりの行動基準としての役割を果たしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コニカミノルタジャパン株式会社	2,130,200	30.43
石黒不二代	496,100	7.08
佐々木裕彦	170,500	2.43
内田善久	104,300	1.49
松井証券株式会社	93,000	1.32
篠塚良夫	87,900	1.25
泉裕治	87,800	1.25
楽天証券株式会社	65,500	0.93
大島正稔	46,700	0.66
株式会社SBI証券	44,500	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

3月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

コニカミノルタジャパン株式会社は当社株式の30.43%を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。また、コニカミノルタ株式会社はコニカミノルタジャパン株式会社の親会社であり、当社は、当社株式の30.43%を間接的に保有するコニカミノルタ株式会社の持分法適用関連会社でもあります。また、当社の取締役監査等委員3名のうち1名が、コニカミノルタジャパン株式会社において兼職がございます。

当社の意思決定において、コニカミノルタジャパン株式会社及びコニカミノルタ株式会社の承諾は要件とされておりません。また当社の独立性を阻害する契約等は存在しておりません。

また、当社は、内部統制システム構築の基本方針を明確に定めており、当該基本方針に従って取締役の職務執行の監査を適正に行うことにより、その他の関係会社からの独立性を担保する体制を維持しており、ひいては少数株主保護の体制が維持されているものと認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
芦澤 美智子	学者														
古田 利雄	弁護士														
栗林 正	他の会社の出身者							○	○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦澤 美智子		○	横浜市立大学国際総合科学部経営学コース准教授	過去に公認会計士登録の経歴があり、会計、経営、事業再生における高い見識と経験をもちあわせております。当社取締役会においても、その経験と知見を生かし、株主や外部ステークホルダーの視点から積極的に発言や意見表明を行い、当社ガバナンスに貢献しており、今後も当社企業価値向上に寄与することが期待できると考え、選任をしております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがないこと等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
古田 利雄	○	○	弁護士法人クリア法律事務所 社員	弁護士資格を持ち、国内企業の社外取締役、社外監査役を歴任し、その豊富な経験から当社の経営判断における法律面からの助言、監

			<p>督をいただけるものと考え、選任しております。</p> <p>なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがないこと等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。</p>
栗林 正	○	<p>コニカミノルタジャパン株式会社 経営企画本部 事業管理統括部部长 兼 新規事業統括部 新規事業企画管理部部长</p>	<p>これまでの会社経営及び事業経営で培われたビジネス経験と幅広い見識を活かし、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと考え選任しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補佐すべき取締役及び使用人につきましては、特別の指定をしておりますが、監査等委員会は内部監査部門であるコンプライアンス室と適宜情報の共有を行っており、コンプライアンス室は、監査等委員である取締役の求めにより、補助的な業務を行うことがあります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど、相互連携をとっております。また、内部監査を担当するコンプライアンス室と随時情報交換や意見交換を行うほか、内部監査の往査に陪席する等、相互連携を密にとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は社外役員から独立性に関する開示加重要件を鑑み独立役員を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、親会社の従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月末日現在の新株予約権の状況は次のとおりです。

(平成27年10月29日取締役会決議)

新株予約権の数 4,872個

株式の種類 普通株式

株式の数 487,200株

平成27年10月29日取締役会決議にて発行の新株予約権については、平成31年3月期から平成32年3月期までのいずれかの期ののれん償却前営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書)におけるのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。)が、下記(1)、(2)に掲げる条件を達成した場合において、以下の割合(以下、「行使可能割合」という。)に応じて、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から新株予約権を行使することができる旨の行使条件が設定されております。

(1)700百万円を超過している場合

行使可能割合:50%

(2)1,000百万円を超過している場合

行使可能割合:100%

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年4月1日から平成29年3月31日までににおける当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く) 72,725千円

取締役(監査等委員) 6,300千円

監査役 3,000千円

※1 上記には、平成28年6月22日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。なお当社は、平成28年6月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

※2 取締役の報酬限度額は、平成28年6月22日開催の第17回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額36百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

取締役会付議事項については、事前に連絡するとともに、要請があった場合、社長室が窓口になり担当部門が事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社のガバナンスの体制の概要は以下のとおりです。

(取締役、取締役会)

取締役会は、本書提出日現在において監査等委員以外の取締役5名(うち社外取締役1名)及び監査等委員3名(うち社外取締役2名)の計8名で構成されております。取締役会は、経営の基本方針、法令や定款で定められた事項や重要な経営事項を決定しております。

なお、当社の取締役は、定款により員数を監査等委員以外の取締役は11名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。なお、当社取締役のうち2名は独立取締役であり、独立した立場から経営に関する監視・助言を行っております。

(監査等委員取締役、監査等委員会)

本書提出日現在において、当社の監査等委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、常勤1名・非常勤2名)で構成されております。監査等委員会は、月に1回の開催を原則としており、必要に応じて臨時会を開き、会社の業務及び財産の状況の調査等重要事項について協議を行っております。また、取締役の職務の執行状況等について監査を実施し、公正かつ客観的な立場から監査機能の強化に努めております。

(経営企画会議)

経営企画会議は、業務執行(担当)取締役、監査等委員である取締役で構成され、経営企画会議規程に則り、当会社及び関係会社運営に関する事項について審議を行い、代表取締役に対して、助言・提言を行っております。経営企画会議へは監査等委員会委員長である取締役が出席することにより、経営及び業務執行におけるガバナンスの強化を図っております。

(内部監査)

他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置しております。コンプライアンス室は監査等委員である取締役と情報および意見を随時交換しており、密に連携しております。

(会計監査)

独立監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツに会計監査を依頼しており、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における会計監査体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 中桐 光康

指定有限責任社員 業務執行社員 下平 貴史

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役において議決権を有する監査等委員を置くことにより、取締役会の管理・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るものであります。当社は、業界へ精通していることはもとより企業財務・会計や法律に知見を有する取締役を選任することにより、業績の向上と透明性の高い経営の両立を高いレベルで実現することを目指しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、平成29年6月27日開催の定時株主総会の招集通知を同年6月5日に発送しております。また、当社ウェブサイト上にて5月31日より発送前公表(早期ウェブ開示)を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年3月期定時株主総会は、平成29年6月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	三菱UFJ信託銀行が提供する議決権行使システムを利用しております。
その他	当社ウェブサイト株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算発表後に、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト、決算情報、適時開示、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社IR部門は社長室になります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程において、当社のステークホルダーへの信頼と敬意についての重要性を尊重し、行動基準とする旨規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	育児や介護等によって仕事を諦めることなく継続的にキャリア形成できる制度を構築し、社員全員が安心して就業できる環境の整備を行っており、平成20年8月に財団法人21世紀職業財団より、「職場風土改革促進事業実施事業主」として指定を受けております。
その他	性別にかかわらず誰もが自己の能力を最大限に発揮できるように、様々な形態での働き方ができる環境の整備を行っております。当社取締役のうち代表取締役を含む2名は女性となっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関し次のとおりの内容を取締役会において決議しております。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原則を理解し、適法かつ倫理的な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知徹底を行う。
 - ・取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会規程に則り、監査等委員会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告する。
 - ・経営企画会議規程に則り、業務執行取締役等から構成される経営企画会議を開催し、経営企画会議は、当会社及び関係会社運営に関する事項について審議を行い、代表取締役に対して、助言・提言を行う。
 - ・社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
 - ・他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
 - ・内部通報制度規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書規程を定め、株主総会、取締役会議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規則を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定める。
 - ・業務執行取締役は、担当業務における個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を定めるとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
 - ・取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。
 - ・業務執行取締役は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、経営企画会議のレビューの下、具体的施策を策定する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ネットイヤーグループ倫理規程を企業集団全体に適用し、企業集団全体の法令遵守及び業務の適性を確保する。
 - ・関係会社管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会等において協議承認を行う。子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
 - ・子会社の取締役及び監査役には当社の取締役又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社にてそれぞれの子会社担当の取締役を定め、担当取締役は担当する子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
 - ・当社内部監査部門による子会社の内部監査を行う。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員が必要と認めた場合は、従業員を監査等委員の補助にあたらせる。
 - ・監査等委員補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
 - ・監査等委員補助従業員の人事評価については、常勤監査等委員の同意を要するものとする。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - ・監査等委員会委員長は経営企画会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。
 - ・内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は、監査等委員会委員長とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。
 - ・業務執行取締役は、定期的又は求めに応じて、担当する業務のリスクについて監査等委員会委員長に対して報告する。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査等委員が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
 - ・監査等委員は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査等委員の職務執行に必要なではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ・倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
 - ・反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

倫理規程において、反社会的勢力とは一切の関係をもち、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定しております。また、反社会的勢力対応マニュアルを定め、役職員が反社会的勢力との一切の関係・取引をしないことを具体的に定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

当社の社内情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

金融商品取引法等関係書法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい情報開示に努めております。

2. 適時開示責任者および担当部署について

適時開示責任者は、取締役コーポレート本部長であり、担当部門は開示内容により総務部または財務経理部となっております。

3. 情報の把握と開示

適時開示責任者および適時開示担当部署にて情報を一元的に管理し、迅速かつ正確な適時開示に努めてまいります。

3-1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報に関しましては、取締役会で審議、承認をおこないます。適時開示責任者は取締役コーポレート本部長であり、取締役会への出席を通じ、発生事実に関する事項については常に把握しております。取締役会における重要事項の審議時には適時開示を要する事項か否かについても同時に審議を行い、開示が必要な事項については、遅滞なく開示手続きをおこないます。

3-2. 発生事実に関する情報

各部門における発生事実につきましては、「内部取引管理規程」に定められた手続きにより、総務部長に集約され、総務部長が適時開示責任者に報告する、体制をとっております。重要事実の発生であると判断された場合、適時開示責任者は、情報の漏洩防止に努め、法令諸規則の確認をおこなった後、開示の必要性について内部監査部門、監査法人、主幹事証券、取引所等と協議をおこないながら、開示が必要な場合は、取締役および監査役に報告をおこなった上で、迅速に情報の開示手続きをおこないます。

3-3. 決算に関する情報

決算に関する情報に関しましては、財務財務部が作成し、財務経理部が属するコーポレート本部長が、取締役会へ決議議案として提出し、取締役会の承認を得た上で、適時開示責任者が遅滞なく情報の開示手続きをおこないます。

3-4. 子会社に関する情報

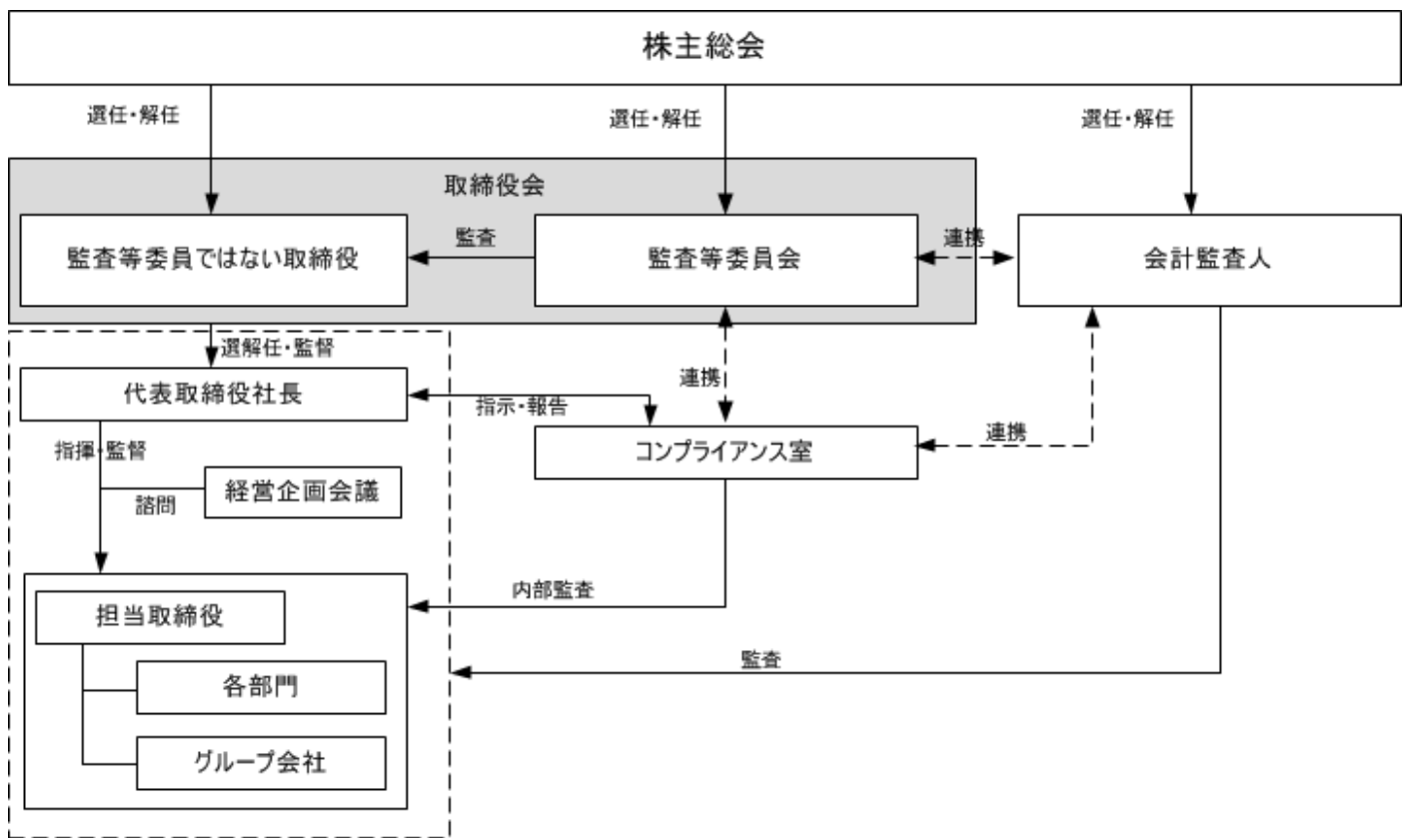
当社では関係会社管理規程を定め、各子会社の代表取締役社長から適時開示責任者に決定事実及び発生事実がすみやかに報告される体制をとっております。また、全ての子会社において当社取締役が担当取締役として、経営の監督、監視にあたり、取締役会に対して報告を行っております。子会社において決定または発生した事実が重要事実の発生であると判断された場合、適時開示責任者は、情報の漏洩防止に努め、法令諸規則の確認を行った後、遅滞なく情報の開示手続きを行います。

4. 情報開示の方法

TDnetによる適時開示後、遅滞なく当社ウェブサイトにて開示情報を掲載しております。

5. 開示業務に関する監視・統制

監査等委員である取締役は、取締役会および経営企画会議における情報収集、重要書類等の閲覧、適時開示責任者及び適時開示担当者へのヒアリングを通じて、開示業務執行における適法性、適正性について確認と監視を行っております。また、コンプライアンス室が、定期的に内部監査を実施しております。



【参考資料：当社適時開示体制概要図】

